

平成18年4月から 介護保険制度が 改正されます

■問い合わせ 村住民福祉課福祉係 ☎49-3113



予防に重点が置かれる新しい介護保険制度(写真は筋力づくり教室)

介護や支援が必要な人を社会全体で支えるために平成12年度から始まった「介護保険制度」。制度の浸透により、介護サービスを利用する方が増える一方で、さまざまな課題も見えてきました。

高齢化が進む中、これまでの現状や課題を踏まえて介護保険制度が持続可能な制度となるように、また、高齢者がいきいきと自分らしく自立した生活を営むことができる社会の実現をめざして、4月から制度が大きく見直されます。

増加する要介護認定者

鮫川村の高齢者数(65歳以上)は、この5年間で56人増加し、人口に占める割合は、29%を超えました。特に後期高齢者と呼ばれる75歳以上の方が増加し、より高齢化が進んでいます。

また、要介護(要支援)認定者は、この5年間で55人増加し、制度開始時と比べ約1.5倍となりました。中でも、「要支援」や「要介護1」の認定を受けた方(軽度者)は37人増加し、認定者全体の半数を占めるようになりました。

認定者の増加に伴い介護サービスの利用が進み、介護保険に要する費用は年々増大しており、今後も増加していくことが見込まれています。介護保険の財源は公費と保険料です。かかる費用が増えれば、村の財政を圧迫し、被保険者が支払う保

険料の高騰にもつながってしまいます。

これからの介護保険制度は、できる限り要介護状態にならないようにする「介護予防」と、たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする「介護予防サービス」などで「予防重視型システムへの転換」を図り、制度本来の理念である自立支援を実現していくことが重要となります。

新しい介護保険制度の概要

■地域支援事業

全ての高齢者を対象とし、介護が必要となる前から適切な予防活動を行います。また、介護は必要ないけれど生活機能が低下している虚弱な高齢者には介護予防事業を実施し、要介護状態になった場合においても、できるだけ住み慣れた地域

で自立した日常生活を送れるよう支援します。

■介護予防サービス(新予防給付)

「要支援」や「要介護1」の軽度者へのサービスが、必ずしも本人の状態改善につながっていないことを踏まえ、4月からは、心身の状態により「要介護1」から改善の可能性が高い「要支援2」になる方と「要支援1」の方に対して、サービス内容やマネジメント体制などを見直し、新予防給付を実施します。

■介護サービス(介護給付)

生活機能の維持・改善を図ることが適切な「要介護1」から「要介護

5」の方については、従来どおりの介護給付を実施します。

■平成18年度からの介護保険料

第1号被保険者(65歳以上)の方に納めていただく介護保険料は、3年ごとに見直しをすることになっています。これは、今後3年間の利用者負担分を除く介護サービスにかかる給付費用見込みをもとに保険料基準額を算出し、諮問機関である村介護保険運営協議会において審議され、村議会の議決を経て決定されます。

平成18年度から平成20年度の保険料は、高齢化率が年々上昇し、介護を必要とする高齢者も増えて

いることから、基準額で月額2,800円(改正前(平成15年度から17年度)は月額2,700円)とし、100円の増額となります。

また、保険料の徴収方法についても一部見直しされ、保険料を天引き(特別徴収)する年金の対象を遺族年金、障害年金まで拡大します(平成18年10月実施予定)。

高齢社会を支えていくためには、制度を安定的に運営していくことが必要であるため、皆様の介護保険制度に対する一層のご理解とご協力をお願いします。

■介護保険料基準額(月額)の算定方法

保険料収納必要額 [3年間の介護給付費用(見込み) 131,974,002円-介護保険準備基金取り崩し額9,000,000円] ÷所得段階加入割合補正後被保険者数3,645人 ÷12カ月=2,800円(100円未満切捨て)

介護予防の拠点として 「地域包括支援センター」を設置

高齢者すべての心身の健康保持、生活の安定および保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う機関として、「地域包括支援センター(村社会福祉協議会へ委託)」を村保健センター内に設置します。



介護予防の拠点「地域包括支援センター」が設置される村保健センター

地域包括支援センターには、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士といった地域ケアの専門家を配置し、介護予防に関するマネジメントを始めとする高齢者への総合的な支援を行います。

主な役割は次のとおりです。

- 1 高齢者や家族に対する総合相談
- 2 介護予防のマネジメント
- 3 高齢者の虐待防止・早期発見のための権利擁護事業
- 4 ケアマネージャーへの助言・指導

■村地域包括支援センター ☎29-1231

■従来の保険料段階区分

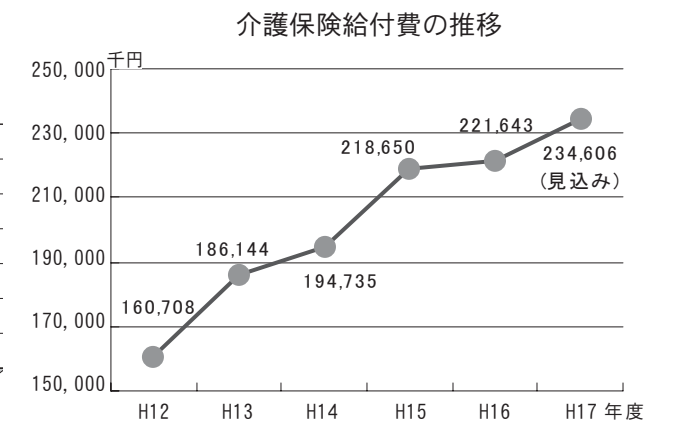
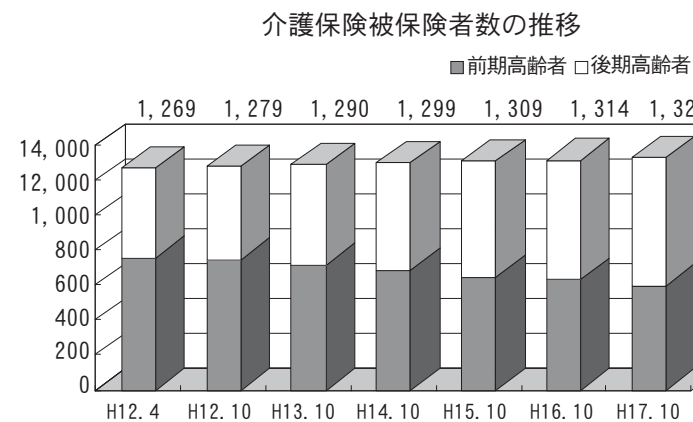
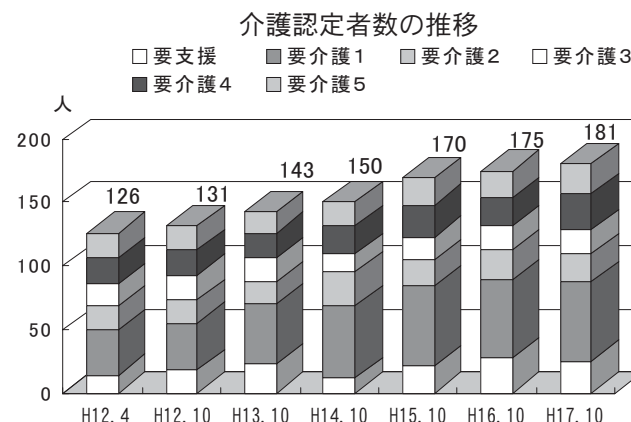
第1段階	生活保護受給者など	基準額×0.5	1,350円
第2段階	住民税世帯非課税	基準額×0.75	2,025円
第3段階	住民税本人非課税	基準額	2,700円
第4段階	住民税本人課税(本人の合計所得金額が一定額未満)	基準額×1.25	3,375円
第5段階	住民税本人課税(本人の合計所得金額が一定額以上)	基準額×1.5	4,050円



■新しい保険料段階区分

第1段階	高齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合/生活保護の受給者	基準額×0.5	1,400円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	1,400円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の人	基準額×0.75	2,100円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	基準額	2,800円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	3,500円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	4,200円

※第4段階および第5段階の方で、税制改正により保険料段階が上がった方については、平成18年・19年度のみ保険料の緩和措置が適用されます。



国民年金

学生の方で国民年金保険料の納付が困難なときは、学生納付特例制度をご利用ください。

学生納付特例制度を受けられる学生とは？

学生本人の前年所得が118万円以下であれば、市町村の国民年金窓口で申請し、社会保険事務所で承認を受けると、その年度の保険料が猶予されます。
学生本人に扶養家族がいる場合は基準額が変わります。

手続きの場所と持参するものは？

住民登録をしている市町村の国民年金担当窓口で「学生納付特例申請書」に必要な事項を記入してください。
①在学証明書または新学年の学生証（写しでも可）

学生納付特例制度の対象となる学校

大学（大学院）、短大、高校、専門学校、専修学校および各種学校

※夜間、定時制課程や通信制課程の学生の方も含まれます。
※各種学校にあっては、修業年限は1年以上ある学校の学生が利用できます。

- ②年金手帳
 - ③印かん（本人が署名すれば不要）
 - ④学生本人に前年所得がある場合は、源泉徴収票または確定申告書（いずれも写しでも可）
- ※前年または今年に退職して学生となられた方は離職票（雇用保険受給者証）の写しも併せて必要となります。

特例期間中に交通事故などで障害が残った場合は？
将来受ける年金は？

学生納付特例の承認を受けた期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、保険料を納めたときと同じように障害基礎年金が受けられます（ただし、一定の要件に該当する必要があります）。

また、学生納付特例制度を受けていた期間は、将来、老齢基礎年金を受け取るための期間に参入されますが、受け取る年金額の計算には入りません。

なお、保険料は学生納付特例期間から10年以内であれば納めることができます（追納制度）。追納することにより、将来受ける老齢基礎年金の額に参入されますので、余裕ができたなら追納して、満額の年金が受けられるようにしましょう。

学生特例納付制度の承認は年度ごとに行われます

■今年度も申請を忘れずに
学生納付特例制度は、前年の所得を基準としていますので、継続を希望される方は、今年度も改めて申請する必要があります。申請し、承認されると今年度の国民年金保険料が猶予されます。継続を希望される方は、忘れずに申請してください。

■手続きはお早めに
納付特例制度の申請が遅れると、病気や事故などで障害が残っても障害基礎年金が支給されない場合もありますので、お早めに手続きをしてください。

■お問い合わせ
福島社会保険事務局
白河事務所 ☎024812714164
村住民福祉課住民係 ☎93112

医療

乳幼児医療助成制度が一部変わります

社会保険などに加入されている乳幼児（就学前の子ども）の医療費について、平成18年4月診療分から東白川郡および石川郡内の医療機関で窓口一部負担限度額が引き下げられます（35,400円↓21,000円）。

ただし、一部負担金の額が21,000円を超えた場合は、これまでと同様、窓口で一部負担金を支払い申請してください。

なお、医療機関に受診の際には、健康保険証と一緒に必ず「乳幼児医療受給資格証」（以下「受給資格証」）を窓口へ提出してください。

「受給資格証」を提示しない場合や、保険適用外分（特定療養費、検診、予防接種、薬の容器代など）については自己負担となりますのでご注意ください。

■問い合わせ 村住民福祉課住民係 ☎4913112

4月1日から入院時の食事の負担方法が変わります

入院した際の食事の負担金が4月1日から1日単位が1食単位に変更されます。

これは、医療機関で提供される食事の内容が変わるものではなく、食事の負担額について1日単位で計算していたものを、1食単位の計算に変更するものです。

詳しくは、加入している医療保険の保険者（老人保健は村）までお問い合わせください。

	変更前	変更後
① 一般の方	1日につき 780円	1食につき 260円
② 市町村住民税非課税世帯の方など（③以外の方） 【過去1年間の入院日数が90日を超えている場合】	1日につき 650円 【500円】	1食につき 210円 【160円】
③ ②のうち、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方など	1日につき 300円	1食につき 100円

■問い合わせ 村住民福祉課住民係 ☎4913112

- 退職（3月31日付）
▶斎須寛一（こどもセンター所長〔併任〕 鮫川幼稚園長）▶金澤吉衛（教育課主任主査兼体育振興係長）
- 異動（4月1日付）※（ ）内は旧所属
[課長職]
▶村土地改良区事務局派遣〔併任〕山形賢一▶こどもセンター主幹兼所長兼鮫川保育園長〔併任〕 鮫川幼稚園長（鮫川保育園長兼こどもセンター副所長）青砥ハツ子
- [課長補佐職]
▶教育課課長補佐兼学校給食センター所長（教育課主幹兼課長補佐）森洋▶こどもセンターおよび鮫川保育園副主幹兼事務長〔併任〕 鮫川幼稚園事務長（学校給食センター主幹兼所長）金澤満▶企画調整課課長補佐兼交流施設所長（企画調整課主幹兼課長補佐）小松毅
- [係長職]
▶教育課体育振興係長〔併任〕こどもセンター主任専門栄養士（こどもセンター主任専門栄養士兼事務長〔併任〕 鮫川幼稚園係長）鈴木節子

- [係員職]
▶学校給食センター主査（企画調整課主任主査兼振興公社準備室主任主査）舟木正博▶総務課主査兼主任運転手（総務課主任運転手）金澤広一▶教育課主査兼主任運転手（教育課主任運転手）大河内由夫▶農林課主査兼主任運転手（農林課主任運転手）圓井正男▶振興公社準備室兼務を解く（農業委員会主任主事兼振興公社準備室主任主事）関根徳子▶企画調整課主事（総務課主事）緑川正和▶学校給食センター主任調理員（こどもセンター主任調理員）岡崎かつ子▶こどもセンター主任調理員（学校給食センター主任調理員）藤田英子

村職員人事